

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間その他の勤務条件については、その重要性から地方公務員法において給与と同じく国や他の地方公共団体の職員との均衡を考慮しなければならないこととなっており、また条例でこれを定めることとされています。

京都府の勤務時間その他の勤務条件の状況は以下のとおりです。

#### (1) 勤務時間の状況（平成21年4月1日現在）

京都府職員の一般的な勤務時間等については、「職員の給与等に関する条例」等により第3-1表のとおり定められています。

なお、業務の性質上必要がある場合には、別途勤務時間等を定めています。

第3-1表

勤務時間	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
	38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日（日曜日及び土曜日）				
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日				

#### (2) 年次休暇の取得状況（平成20年）

年次休暇については、「職員の給与等に関する条例」等により1歴年につき20日（当該年の途中で新たに職員となった者については、その年の在職期間に応じた日数）与えられ、また、当該年に取得しなかった日数については20日を限度として翌年に繰り越すことができるものとされています。

京都府における平成20年の年次休暇の取得状況は第3-2表のとおりです。

第3-2表

任命権者	総給与日数(日)	総取得日数(日)	対象職員数(人)	平均取得日数(日)	消化率(%)
知事部局等	157,981.0	45,337.8	4,051	11.2	28.7
教育委員会	170,996.9	48,560.6	4,387	11.1	28.4
警察本部	253,378.0	30,866.5	6,723	4.6	12.2

(注) 対象職員数は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業を取得した者等を除いています。

#### (3) 特別休暇の状況（平成21年4月1日現在）

特別休暇は、あらかじめ定められた特定の事由に該当する場合に与えられる休暇であり、その内容は「職員の給与等に関する条例」等に規定されています。

平成21年4月1日現在の京都府の特別休暇の内容は第3-3表のとおりです。

第3-3表

種 類	日 数
感染症予防法に基づく交通の制限又は遮断	必要と認められる期間
非常災害罹災、交通遮断等による勤務不能	必要と認められる期間
交通機関の事故等による不可抗力	必要と認められる期間
官公署の呼出	必要と認められる期間
公民権の行使、義務の履行	必要と認められる期間
結婚	6日以内
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導・健康診査	1日を超えない範囲内
妊娠中の女性職員の通勤緩和	1日1時間以内
妊娠障害	3週間以内で必要と認められる期間
出産	出産予定日前後8週間
生理	1回について2日以内
生後1年6月未満の子の育児	1日90分以内
配偶者の出産	3日以内
配偶者出産時の当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育	配偶者の出産予定日前後8週間において5日以内
満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の看護等	年間7日以内（子を2人以上養育する場合は、7日に子の数から1を減じた数を加えた日数の範囲内）
父母の祭日	慣習上最小限度
親族の死亡	10日～1日の期間内
夏季休暇	7月～9月の間で年間4日以内
骨髄バンクへの登録及び骨髄提供	必要と認められる期間
社会貢献活動	年間6日以内

#### (4) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の状況

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉の増進と地方公共団体の行政の円滑な運営を図ることを目的とした制度であり、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に規定されています。育児休業は子が3歳に達する日まで最長3年間休業できる制度、部分休業は職員が育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度、育児短時間勤務は定められた勤務形態により、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度です。

京都府における平成20年度の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況は第3-4表、第3-5表、第3-6表及び第3-7表のとおりです。

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

第3-4表

【知事部局等】

人数 (人) 区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成20年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業等 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数
男性職員	0 ----- 0	2 ----- 2	0 ----- 0	99	0	0	0
女性職員	37 ----- 39	8 ----- 1	3 ----- 1	37	37	0	0
計	37 ----- 39	10 ----- 3	3 ----- 1	136	37	0	0

【教育委員会】

人数 (人) 区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成20年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業等 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数
男性職員	0 ----- 0	2 ----- 0	0 ----- 0	25	0	1	0
女性職員	23 ----- 42	6 ----- 3	0 ----- 3	23	23	0	0
計	23 ----- 42	8 ----- 3	0 ----- 3	48	23	1	0

【警察本部】

人数 (人) 区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成20年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業等 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数
男性職員	0 ----- 0	0 ----- 0	0 ----- 0	228	0	0	0
女性職員	34 ----- 43	6 ----- 0	1 ----- 0	34	34	0	0
計	34 ----- 43	6 ----- 0	1 ----- 0	262	34	0	0

- (注) 1 左の欄の上段には平成20年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成19年度から20年度にかけて引き続けている者の数を記載しています。
- 2 左の欄の上段の数には「平成20年度中に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)が取得可能となった職員で育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)した職員」と「平成19年度中に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)が取得可能となったが、平成20年度に新規に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした職員」の両方が含まれます。

イ 育児休業承認期間

第3-5表

【知事部局等】

区分\期間	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	15	13	5	2	2	37
計	0	15	13	5	2	2	37

【教育委員会】

区分\期間	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	7	6	4	1	2	23
計	3	7	6	4	1	2	23

【警察本部】

区分\期間	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	9	14	4	4	2	34
計	1	9	14	4	4	2	34

(注) この表は、平成20年度中に新たに育児休業を取得した職員を対象としたものです。

ウ 部分休業承認期間

第3-6表

【知事部局等】

区分\期間	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	合 計
男性職員	2	0	0	0	0	0	2
女性職員	7	1	0	0	0	0	8
計	9	1	0	0	0	0	10

【教育委員会】

区分\期間	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	合 計
男性職員	2	0	0	0	0	0	2
女性職員	4	2	0	0	0	0	6
計	6	2	0	0	0	0	8

【警察本部】

期間 区分	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	5	1	0	0	0	0	6
計	5	1	0	0	0	0	6

(注) この表は、平成20年度中に新たに部分休業を取得した職員を対象としたものです。

エ 育児短時間勤務承認期間

第3-7表

【知事部局等】

期間 区分	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	1	3
計	1	1	0	1	3

【教育委員会】

期間 区分	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

【警察本部】

期間 区分	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	1	1
計	0	0	0	1	1

(注) この表は、平成20年度中に育児短時間勤務を取得した職員を対象としたものです。

(5) 介護休暇の状況

介護休暇は、職員が要介護者の介護を行う場合に認められる休暇であり、「職員の給与等に関する条例」等において、介護を必要とする状態ごとに連続する6月の期間内で必要と認められる期間取得することができる旨規定されています。

京都府における平成20年度の介護休暇の取得状況は第3-8表及び第3-9表のとおりです。

ア 介護休暇の取得者数

第3-8表

【知事部局等】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	1	1	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計	2	1	1	0	0	0	0	0	0

【教育委員会】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	5	0	4	1	0	0	0	0	0
女性職員	15	2	11	1	1	0	0	0	0
計	20	2	15	2	1	0	0	0	0

【警察本部】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	1	0	0	0	0	0
計	1	0	0	1	0	0	0	0	0

イ 介護休暇の承認期間

第3-9表

【知事部局等】

区分 \ 期間	合 計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下
男性職員	1	0	1	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	0	0	0
計	2	1	1	0	0	0	0

【教育委員会】

期間 区分	合 計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下
男性職員	5	1	2	0	1	0	1
女性職員	15	6	4	0	1	1	3
計	20	7	6	0	2	1	4

【警察本部】

期間 区分	合 計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	0	0	1
計	1	0	0	0	0	0	1